

国民年金だより

保険料免除制度があります！

国民年金の保険料を納めることが困難な方で、本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定基準額以下または、失業などにより納付することが出来ない場合は、申請により保険料の全額または、一部納付が免除される「**保険料免除制度**」があります。

免除が承認された場合の保険料納付額と年金額への反映割合

免 除 区 分		納付額 (月額)	年金額への反映割合
全 額 免 除	免除 (全額)	なし	(国庫負担引上以降) 1 / 2
4 分 の 1 納 付 (4 分 の 3 免 除)	納付 1 / 4 免除 3 / 4	3,900円	(国庫負担引上以降) 5 / 8
半 額 納 付	納付 1 / 2 免除 1 / 2	7,800円	(国庫負担引上以降) 6 / 8
4 分 の 3 納 付 (4 分 の 1 免 除)	納付 3 / 4 免除 1 / 4	11,690円	(国庫負担引上以降) 7 / 8

※ 4分の1納付、半額納付、4分の3納付制度は、**納付すべき一部の保険料を納付されない場合、その期間の一部免除が無効(未納と同じ)となる**ため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

免除となる所得基準

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

- ・ 全 額 免 除 → (扶養親族 + 1) × 35万円 + 22万円
- ・ 4 分 の 1 納 付 (4 分 の 3 免 除) → 78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- ・ 半 額 納 付 (半 額 免 除) → 118万円 + ”
- ・ 4 分 の 3 納 付 (4 分 の 1 免 除) → 158万円 + ”

※ 申請者本人のほか、配偶者及び世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

※ 所得基準を超えている場合であっても、失業等による特例がありますので失業(離職)したことのわかる証明(雇用保険受給資格証等)を持参してください。

免除申請は、役場町民生活課(☎42-2275 内線252)または各支所で受け付けています

次回の年金相談 10月27日(火) 10:40~15:00

相談をスムーズにするため、10月22日(木)までに役場町民生活課へ時間予約をしてください。

《広告》

●生活保護受給者の方の受け入れも可能です。

自家で診療が受けられます。
町立松前病院の医師による訪問診療を実施しております。

お問い合わせ
お申し込みは **Milieu 株式会社** ミリユ

入居者募集中

1日体験入居
できます!!

ご利用料金《緑洋館・博多共通》

居室利用料	1ヵ月間	24,000円
食費	3食・おやつ付	36,000円
1ヵ月間の経費 約78,000円~		

住宅型有料老人ホーム
シニアパシオン
ホーム博多

特に「お食事」は良質で市場直送の新鮮な食材等を使い提供しております

入居費等につきましてはご相談に応じておりますので遠慮なくお問い合わせ下さい。

〒049-1505 松前郡松前町字博多235番地の1
ホームページ <http://www.milieu.co.jp>

ご夫婦での入居も可能

洗面台、クローゼット付
緊急通報システム完備
1日からの期間入居も
低料金でご利用可能

0139-46-2911